

○「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の基準の設定等について」新旧対照表

新	旧
<p>工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の基準の設定等について</p> <p>「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続について（以下「事務手続内規」という。）」第5の規定に基づき、工事及び委託業務に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務の取扱いを定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 低入札価格調査制度</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工事に係る委託業務の低入札価格調査の基準</p> <p>ア 工事に係る委託業務の契約に係る事務手続内規第3の1の(1)に定める基準は、委託業務の種類ごとに次の(ア)から(オ)までに定める額に100分の110を乗じて得た額とする（一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに算出した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする）。</p> <p>(ア) 設計（土木）にあつては、直接人件費の額、直接経費の額、その他原価の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に<u>10分の5</u>を乗じて得た額の合計額</p> <p>(イ) 測量にあつては、直接測量費の額、測量調査費の額及び諸経費の額に<u>10分の5</u>を乗じて得た額の合計額</p> <p>(ロ) 地質調査にあつては、直接調査費の額、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額、解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額及び諸経費の額に<u>10分の5</u>を乗じて得た額の合計額</p> <p>(エ)～(オ) (略)</p> <p>イ アにより算出した額が、事務手続内規第3の1の(1)のイからオまでに定める範囲外となる場合にあつては、アにかかわらず、次の(ア)から(エ)までに定める額とする。</p> <p>(ア) 測量、地質調査及び道路清掃以外の委託業務については、その額が予定価格の<u>10分の8.1</u>を超える場合にあつては、予定価格に<u>10分の8.1</u>を乗じて得た額とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の基準の設定等について</p> <p>「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続について（以下「事務手続内規」という。）」第5の規定に基づき、工事及び委託業務に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務の取扱いを定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 低入札価格調査制度</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工事に係る委託業務の低入札価格調査の基準</p> <p>ア 工事に係る委託業務の契約に係る事務手続内規第3の1の(1)に定める基準は、委託業務の種類ごとに次の(ア)から(オ)までに定める額に100分の110を乗じて得た額とする（一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに算出した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする）。</p> <p>(ア) 設計（土木）にあつては、直接人件費の額、直接経費の額、その他原価の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に<u>10分の4.8</u>を乗じて得た額の合計額</p> <p>(イ) 測量にあつては、直接測量費の額、測量調査費の額及び諸経費の額に<u>10分の4.8</u>を乗じて得た額の合計額</p> <p>(ロ) 地質調査にあつては、直接調査費の額、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額、解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額及び諸経費の額に<u>10分の4.8</u>を乗じて得た額の合計額</p> <p>(エ)～(オ) (略)</p> <p>イ アにより算出した額が、事務手続内規第3の1の(1)のイからオまでに定める範囲外となる場合にあつては、アにかかわらず、次の(ア)から(エ)までに定める額とする。</p> <p>(ア) 測量、地質調査及び道路清掃以外の委託業務については、その額が予定価格の<u>10分の8</u>を超える場合にあつては、予定価格に<u>10分の8</u>を乗じて得た額とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p>

3 最低制限価格制度

(1) (略)

(2) 工事に係る委託業務の最低制限価格の設定の基準

ア 工事に係る委託業務の契約に係る事務手続内規第4の1の(1)に定める基準は、委託業務の種類ごとに次の(ア)から(オ)までに定める額に100分の110を乗じて得た額とする（一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに算出した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする）。

(ア) 設計（土木）にあつては、直接人件費の額、直接経費の額、その他原価の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額の合計額

(イ) 測量にあつては、直接測量費の額、測量調査費の額及び諸経費の額に10分の5を乗じて得た額の合計額

(ウ) 地質調査にあつては、直接調査費の額、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額、解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の5を乗じて得た額の合計額

(エ)～(オ) (略)

イ アにより算出した額が、事務手続内規第4の1の(1)のイからオまでに定める範囲外となる場合にあつては、アにかかわらず、次の(ア)から(エ)までに定める額とする。

(ア) 測量、地質調査及び道路清掃以外の委託業務については、その額が予定価格の10分の8.1を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

(イ)～(エ) (略)

(3)～(5) (略)

4 (略)

別記第1号様式 (略)

別記第2号様式 (略)

3 最低制限価格制度

(1) (略)

(2) 工事に係る委託業務の最低制限価格の設定の基準

ア 工事に係る委託業務の契約に係る事務手続内規第4の1の(1)に定める基準は、委託業務の種類ごとに次の(ア)から(オ)までに定める額に100分の110を乗じて得た額とする（一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに算出した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする）。

(ア) 設計（土木）にあつては、直接人件費の額、直接経費の額、その他原価の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額の合計額

(イ) 測量にあつては、直接測量費の額、測量調査費の額及び諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額の合計額

(ウ) 地質調査にあつては、直接調査費の額、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額、解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額の合計額

(エ)～(オ) (略)

イ アにより算出した額が、事務手続内規第4の1の(1)のイからオまでに定める範囲外となる場合にあつては、アにかかわらず、次の(ア)から(エ)までに定める額とする。

(ア) 測量、地質調査及び道路清掃以外の委託業務については、その額が予定価格の10分の8を超える場合にあつては、予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

(イ)～(エ) (略)

(3)～(5) (略)

4 (略)

別記第1号様式 (略)

別記第2号様式 (略)